

退職後の傷病手当金（継続給付）申請の審査について

日本製鉄健康保険組合

給付グループ

平素より、当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の件、在職中に傷病手当金を受給されている方（受給し得る方）が、退職後も申請される傷病手当金（継続給付）について、給付の適正化の観点から、より厳正に審査することになります。

つきましては、今後、傷病手当金（継続給付）を申請される方については、必ず下記の書類を添付頂くようお願い致します。

記

<審査開始>

令和元年 12 月分の傷病手当金から

<添付書類>

傷病手当金申請時に、以下の書類を添付してください。

1.（初回のみ）退職後に加入された国保、健保組合等の資格証明書類※の写し

※資格証明書類：「資格情報のお知らせ」、「保険証」、「資格確認書」のいずれか

令和元年 11 月 30 日以降に退職されて、初めて継続給付を申請される方

継続給付(初回)の申請書類に添付してください。

（例）11/30 退職⇒令和元年 12 月分傷病手当金申請書に添付

令和元年 12 月 1 日時点で、既に傷病手当金（継続給付）を受給されている方

令和元年 12 月分傷病手当金申請書に添付してください。

* 傷病手当金申請期間に当組合の任意継続に加入されている方は、添付不要です。

* 申請期間中に加入保険が変わった場合は、必ず資格証明書類の写しを添付してください。

2.（毎回）療養日誌

傷病手当金（継続給付）を申請する度に必ず添付してください。

（例）① 傷病手当金支給申請書（1 枚）申請期間：12/1～1/20

② 療養日誌：12/1～12/31（1 枚）1/1～1/20（1 枚）

必ず、申請期間の療養日誌を添付してください。

<留意事項>

1. 申請時に上記書類の添付がなければ、傷病手当金をお支払いすることが出来ません。

2. 万が一、他健保組合等に被保険者として加入され、就業している事実が判明した場合は、資格喪失日まで遡り、傷病手当金を返納頂くことになります。

以 上